

姫監公表第 1 号

平成22年2月12日

姫路市監査委員	岡本喜雅
同	福本正明
同	谷内敏
同	川西忠信

住民監査請求（市長交際費の支出）に係る監査の結果に  
ついて

平成21年12月15日に受付した地方自治法第242条第1項の  
規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定によ  
り次のとおり公表します。

## 第 1 監査の請求

### 1 請求人

姫路市 森 繁美  
姫路市 吉岡 博明

### 2 請求年月日

姫路市職員措置請求（住民監査請求「市長交際費の支出」。以下「本件請求」という。）に係る請求書（以下「本件請求書」という。）は、平成21年12月15日に提出されました。また、同年12月28日に請求人から本件請求書の補正願いが提出されました。

### 3 請求人の主張

本件請求書に記載された請求の内容は、次のとおりです。（原文のまま掲載）

#### 第 1 請求の趣旨

平成21年度4月1日～同年8月末日まで市長交際費 1,334,765 円のうち 1069885 円は、違法不当に支出使用されたから、姫路市は、市長である石見利勝に対し 1069885 円の返還を求める。

#### 第 2 請求の理由

##### 1 交際費支出の基準とその適用

- (1) 地方公共団体は、民間の営利企業と異なり、「民主的にして能率的な行政」の遂行を通じて地方自治の本旨の実現を図ることを存立目的とする公共的存在であるから、市長による交際費の支出に際しても、当該社交的儀礼行為がその存立目的遂行のために必要であるといえなければならない。
- (2) このことは、「地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるが（地方自治法232条1項）、他方公益上の必要性がある場合においては、寄付又は補助できるものとされている（同法232条の2）。」そして、上記「寄付」が許容されるのは、その執行機関が、当該団体の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲内にとどまる程度の寄付を行うことは、行政事務の円滑な執行に帰するもので、公益上の必要性があるものと規定されている。
- (3) 他方、地方自治法2条14項によれば、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされ、更に地方財政法4条1項においては、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならないと規定されている。

(4) 即ち、地方自治法、地方財政法の趣旨が恣意的な寄付金又は補助金等の交付によって当該自治体の財産秩序を乱すことを防止するということにかんがみれば、客観的にみて公益上の必要性が認められないことが明らかな場合には、当該無償給付は違法不当というべきである。

## 2 交際費支出の違法性判断基準

請求人は、既出の判決（大阪高裁平成14年（行コ）48号判決など）を参考に、上記のことを踏まえ平成21年度の市長交際費についてみると、すべての項目が社交的儀礼の範囲内にとどまるものとはいえず、以下の項目は、市長の裁量権を逸脱したものであり、請求人は、以下の市長交際費支出を違法支出としたものである。その中でも特に目に付く項目としては、証1. に示す通りこれら慶弔給付支出対象者は、姫路市職員の範囲を出ることなく、市長の支配下に属するもので、部下に支給する行為は交際費として認めがたく妥当ではない。

特に職員に関わる慶弔は、1) 職員及び関連機関の従業員への支出＝職員互助会等があり、一般会計から互助会へ、一般的事務経費等の補助金が支出されている。互助会対象以外の者に対しても首長は市民の代表であることを考慮すれば、「関係者」であることのみで慶弔意を表現するのは好ましくない。慶弔意の対象は直接間接に市民から指示推挙され、行政事務の円滑な執行に、大いに貢献があった者及び、対価を求めず、無償で市民サービスに多大な貢献をしたものに限るべきである。

組織の長が交際費として部下及び、これに準ずる職員等に支出するのは、不当な支出であるので、認められない。交際費の支出については姫路市の監査請求結果（平成21.8.11）として、「一般的には対外的に活動する首長及び執行機関が行政執行上必要な外部との交渉上要する費用」の認識がありながら、当該執行機関内の職員に対する慶弔に支出するのは明らかに不当な支出行為であり認められない。交際費から支給するこれら慶弔費 226,000 円は不適當不法である。

更に証2. 白城会への賛助金・整理番号 6-20～4-16 に示す 16,300 円の支出は、市長の属する同窓会への個人的支出で、本市行政とは関係なく、客観的にみて、公益上の必要性が認められないことが明らかなものであるので、16,300 円の支出は妥当性及び必要性がない。

証3. 更に、賛助金支出としている、政党各種民間団体機関誌への支出の内容は、市長はじめ副市長2名それぞれに同じ機関誌を購読しておりそれに対する、購読料として支出しているのは、無駄使いも甚だしい、これは憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」広く市民の思想信条の自由を犯す行為に値する、個人的に購読するなら、個人として支払うべきであり、近年は商業新聞すらも購読を取りやめようというご時世に、市民からお預かりした貴重な市民税の中から、こともなげに湯水の如く支出する行為は、首長として相応しくない行為である。市民から預かった貴重な税金から支出される首長交際費は、遍く市

民の利益に供されるべき行為として、厳しくその支出を規制しなければなりません。一部政党や民間団体の機関誌類への支出は、市民共通の利益という観点を著しく逸脱するものであり、客観的にみて公益上の必要性が認められないことが明らかで、明らかに個人的賛助に類するものであり、行政の円滑な運営管理に寄与するものではありません。因ってこれらに対する **121,925** 円は違法且つ不当な支出である。

証 4. 賛助金として支出している、整理番号 **4-1~6-4** 姫路友好クラブ 21 年度会費などこれら会費類は、首長を初め一部幹部の私的支出であり、首長交際費からこれを支出することは、公益上の有効性は認められず、違法な支出である。整理番号 **7-8~7-9** 国民平和大行進激励などの賛助金支出は、一部の国民運動団体の行動で平和という冠が付いているが、一部の政治団体が行う政治活動の趣が強く広く市民の賛同を得て行われるものではなく、客観的にみて公益上の必要性が認められない、この種運動に賛助すべきではなく、一般市民の行政サービスの運営に、公益性を認められるものではなく、交際費の支出は妥当性を欠き必要性がない。日本国憲法は第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体利用に供してはならないとしている。地方自治法第 2 条 (14) では「最少の経費で最大の効果を上げるように・・・」規定しています。

証 5. 賛助金として支出している講演会発表会・整理番号 **5-3~7-22** 等への支出 **264,050** 円は、一部首長への招待招請があるものに限られ、広く一般市民の文化芸術活動に対する、賛助育成をはかるという主旨に違うものです。また自治会婦人会などの市民団体や業界団体への賛助は給付でなくとも、会合に出席して挨拶激励で首長としての賛助効果は果たせるものです。従ってこれらの給付は地方自治法及び財政法の最少の支出で最大の効果という主旨にそぐわないものである。地域の祭りに対する給付も、広く当市の広く分け隔て無く、各種神社等の祭りに行われているのではなくごく、一部に限られ極めて恣意的で、市民に不公平不平等感をもたらす事になり、市政運営に支障来すことになりかねません。

賛助激励などの主旨に関わる支給処置は、公平性を維持し市民サービスに寄与させて行くためには、慎重な取捨選択と判断を必要とします。前回（昨年度）の監査請求での監査結果に述べられているように、「一件ごとでは不適切ではないが際限なく拡大する恐れがない訳ではない」と警告を発しています。このことに対する自浄努力の跡や精査が認められない。従ってこれへの現金または現物給付の処置に替えて、一般業務として、激励の挨拶に代えることで、首長の役割は十分に果たせると考えます。

証 6. 接遇支出での交際費の給付整理番号 **5-10~8-7** では、来訪者への手土産及び懇親会への会食費の給付等過剰な給付が行われています。特に、整理番号 **5-10** 宍粟市長及び同議会議員の表敬訪問に対して、他の自治体などの接待接遇慣行では、挨拶を交わすのみの接待とされている

のに、わざわざ手土産を持たせたり、整理番号 8-1 人間国宝・無形文化財として評価されているとは言え、芸人の有料公演に楽屋見舞いと称して、手土産を給付するなどは、少し行き過ぎた支出行為である。貴重な市民税の内から支出される交際費支出として、常軌を失しており認めることは出来ない。これは姫路市の行政遂行とは関連性が極めて乏しく妥当性がない。

整理番号 8-7 夏期贈答品の給付についても、虚礼廃止が叫ばれ簡素化が行われている世情でいまなお連綿と、この種の儀礼的慣習が自治体行政の内部で続けられている、非常識に驚くと共に、市民が納めた税金を、放蕩する感覚を、行政マンの在り方を含めてその精神を訝らざるを得ません。

財政改革を提起されている姫路市長として、これらの視点を厳しく考察されて、効率的公共的な利益と、市民サービスの提供の観点から、社会的儀礼と一般化することではなく、各地の先進的首長の市政運営に習い、首長的横並び以上の常識的儀礼を構築されることを期待致します。

### 第3 結論

よって、監査委員は、姫路市長に対し、次のとおり勧告することを求める。

「姫路市は、姫路市長らに平成21年4月から平成21年8月31日の市長交際費の返還として、1069885円を返還させること。」

上記のとおり、地方自治法242条1項の規定により別紙事実証明書を添付の上必要な措置を請求する。

慶弔費の内不当支出分 期間平成21年4月～8月末

証1

4-20	〇〇家(元市会議員)供花	21.4.7	10000	慶弔
4-14	〇〇家(図書館安富分館)供花	21.4.24	10000	
4-26	〇〇家(城郭研究室)供花	21.4.30	10000	
5-1	〇〇家(広畑区蒲田民生児童委員)香料	21.5.8	5000	
5-8	〇〇家(総合福祉通園センター)香料	21.5.19	50000	市長30000円両副市長10000円
5-16	〇〇家(飾磨消防署)供花	21.5.27	10000	
5-17	〇〇家(総合福祉通園センター)供花	21.5.27	10000	
6-2	〇〇家(名古屋山町自治会長)香料	21.6.2	5000	
6-8	〇〇家(真浦上加野町自治会長)香料	21.6.9	5000	
6-13	〇〇家(西消防署)供花	21.6.26	10000	
6-14	〇〇家(資産税課)供花	21.6.26	10000	
6-15	〇〇家(四郷町和光保育園)供花	21.6.26	10000	
6-21	〇〇家(人権総務課)供花	21.6.30	10000	
7-3	〇〇家(飾磨消防団高浜分団長)香料	21.7.3	5000	
7-11	〇〇家(夢前事務所)供花	21.7.15	10000	

7-12	〇〇家(安富地域審議会委員)供花	21.7.15	10000	
7.13	〇〇家(飾磨消防署広畑分署)供花	21.7.15	10000	
7-14	〇〇家(四郷小学校)供花	21.7.15	10000	
7-18	〇〇家(広畑区西夢前台民生委員児童委員)香料	21.7.28	5000	
8-6	〇〇家(道路整備改善課)供花	21.8.17	11000	
8-13	〇〇家(姫路東消防署)供花	21.8.31	10000	
金額合計			226000	

同窓会・白城会への賛助金支給

証 2

整理番号	開催名	支給先名等	支払い月	金額	支払日等	備考
6-20	白城会東京のつどい祝	白城会東京事務所	6月	6300	21.6.29	米のさきやき720ml×2
4-16	白城会美術同好会展	白城会美術同好会	4月	10000	21.4.27	スタンド装花
金額合計				16300		

証 3.

整理番号	機関誌名	支払い月	購読者名等	部数	金額	支払日
4-8	播磨時報	4月5月分	市長副市長	3	3000	21.4.21
7-1	播磨時報	6月7月分	市長副市長	3	3000	21.7.1
5-7	時事新報	4月5月分	市長副市長	3	3000	21.5.18
7-2	時事新報夏期分	—	市長副市長	3	30000	21.7.1
7-15	時事新報	6月7月分	市長副市長	3	3000	21.7.24
4-21	公明新聞	4月分	秘書課		4285	21.4.28
5-14	公明新聞	5月分	秘書課		4285	21.5.25
6-19	公明新聞		秘書課		4285	21.6.29
7-19	公明新聞		秘書課		4285	21.7.28
8-12	公明新聞		秘書課		4285	21.8.25
4-19	しんぶん赤旗	4月分	市長副市長	3	8700	21.4.27
5-15	しんぶん赤旗	5月分	市長副市長	3	8700	21.5.26
6-18	しんぶん赤旗	6月分	市長副市長	3	8700	21.6.29
7-16	しんぶん赤旗	7月分	市長副市長	3	8700	21.7.27
8-11	しんぶん赤旗	8月分	市長副市長	3	8700	21.8.26
4-20	週刊新社会・兵庫	4月分	市長副市長	3	3000	21.4.27
5-13	週刊新社会・兵庫	5月分	市長副市長	3	3000	21.5.25
6-17	週刊新社会・兵庫	6月分	市長副市長	3	3000	21.6.29
7-17	週刊新社会・兵庫	7月分	市長副市長	3	3000	21.7.27
8-8	週刊新社会・兵庫	8月分	市長副市長	3	3000	21.8.24
金額合計					121925	

各種団体への年会費賛助金等

証 4.

4-1	姫路友好クラブ21年度会費	4月現金	姫路友好クラブ	72000	21.4.7
4-6	播磨政経懇話会上半期会費	4月現金	播磨政経懇話会市長他 (@30000×4)	120000	21.4.14
4-25	姫路獨協大学播磨会21年度会費	4月現金	姫路獨協大学播磨会〇〇〇〇	30000	21.4.30
5-5	姫路日経懇話会21年度会費	5月現金	姫路日経懇話会山名基夫・南部彰	80000	21.5.14
6-4	姫路朝食会21年度上期会費	6月現金	住友信託銀行姫路朝食会	20000	21.6.3
7-8	国民平和大行進激励	7月現金	国民平和大行進西播実行委員会	10000	21.7.13
7-9	反核平和の火リレー	7月現金	日本青年学生平和友好祭兵庫 県実行委員会〇〇〇〇	10000	21.7.13
		金額合計		342000	

証 5.

整理番号	給付項目	給付項目	主催者明細等	支払金額	支払日等	備 考
5-3	春紀会絵画展	祝花	春紀会〇〇〇〇〇	10000	21.5.11	イーグレ姫路
4-18	春の叙勲・褒章お祝い	紅白ワイン詰め 合わせ 20本	褒章叙勲受賞者20 名宛	100000	21.4.27	〇〇〇〇他 19名
6-7	デコパージュ古島満寿 美と生徒作品展祝	祝花	アートクラフト教室 〇〇〇〇〇	10000	21.6.5	イーグレ姫路
7-5	松永剛典叙勲受賞祝	祝い金支給	受賞祝会主催	10000	21.7.9	
4-15	小寺流舞祝	松登会	〇〇〇〇〇	10000	21.4.27	市民会館
4-17	若柳流若紫会祝	祝花	若柳吉佐京若紫会	10000	21.4.27	キャスパホール
6-16	坂東大蔵おどりの会祝	祝花	坂東大蔵	10000	21.6.29	文化センター
5-2	小野勉回顧展祝	祝花	白樹会	10000	21.5.11	イーグレ姫路
6-10	第28回兵庫県ろうあ者 大会開催祝	祝金現金支 給	大会実行委員会〇 〇〇	10000	21.6.18	文化センター
6-12	姫路薬剤師会総会懇 親会祝	姫路薬剤師会 総会懇親会	姫路薬剤師会〇〇 〇〇	10000	21.6.19	商工会議所
4-22	CN50執念記念式典祝	祝い酒 3本	姫路鷺城ライオンズ クラブ〇〇〇〇	5490	21.4.28	城周辺整備 センター
4-22	「千姫ボタン祭り」開園 式祝	祝酒 3本	千姫バタンの会〇 〇〇〇	5490	21.4.28	
4-22	増位地区ふれあい運動 会祝	祝酒 2本	増位地区連合自治 会〇〇〇〇〇	3660	21.4.28	
4-22	姫路菓子同業組合総 会懇親会	祝酒 2本	姫路菓子同業組合 〇〇〇	3660	21.4.28	産業港湾振 興課長島田
4-22	姫路建設産業関連団体 協議会総会懇親会祝	酒 2本	姫路建設産業関連団 体協議会〇〇〇〇	3660	21.4.28	秘書課長 小林直樹
5-22	姫路市連合自治会代 表者歓送迎会	清酒 5本	姫路市連合自治会 代表者会〇〇〇	9150	21.5.25	市民活動推進 課長三木谷
7-6	自治振興交流会	清酒 3本	白浜町中村連合自 治会〇〇〇〇	5490	21.7.10	秘書課長 小林直樹

7-6	家島天神祭	清酒 3本	氏子総代宮区長真浦区長	5490	21.7.10	家島事務所 長赤松敏郎
7-6	姫路地区漁業協同組合 併仮契約調印式典祝賀会	清酒 3本	姫路地区漁業協同組合 併推進協議会〇〇〇〇	5490	21.7.10	市長農政環 境局長他
8-4	第56回網干川祭り	清酒 3本	網干商工同友会〇 〇〇〇	5490	21.8.6	南都副市長
8-4	平成21年度秋祭り夷天 満神社	清酒 3本	飾磨橋東地区連合 自治会〇〇〇〇	5490	21.8.6	秘書課長
8-4	浜の宮天満宮秋祭り	清酒 3本	飾磨橋西地区連合 自治会〇〇〇	5490	21.8.6	秘書課長
7-22	姫路城薪能	祝現金祝	姫路薪能奉賛会〇〇〇	10000	21.7.29	秘書課
合計				264050		

証6.

整理番号	支払事項	支払月	支払種別	費用金額	支払日等	支払先等	備考
5-10	田路勝氏他手土産	5月	玉椿(2) (@1200×2)	2520	21.5.21	宍粟市長田路勝、宍粟 市議会議員大上正司	
6-9	丸尾和明他手土産	6月	玉椿(30) (@240×30)	7560	21.6.18	日本旅行社長丸尾和明 JCB常務日比野健	
5-19	連合自治会新役員懇談会	5月	会食費 (@2100×9)	18900	21.5.28	市長他7名連合新自治 会役員(支払9名分?)	まねき食 品
6-11	あゆみ会懇親会 差し入れ	6月	清酒(2本)	5250	21.6.18	連合自治会役員OB会 「あゆみ会」〇〇〇〇	
4-4	連合婦人会新役員懇親会	4月	会食宴会費	12600	21.4.14	連合婦人会新役員 有馬妙子他5名	まねき食 品
5-20	姫路医師会総会 懇親会	5月	祝金現金	10000	21.5.29	姫路医師会	姫路キャッ スルホテル
8-1	桂米朝落語会楽 屋見舞い	8月	宝橘お菓子	3000	21.8.1		
8-7	夏期贈答品	8月	手延べそうめん 「揖保の糸」 (@2630+370)×13	39780	21.8.17	桂米朝・堀川待子・池田 隆政・榊原政信・上田正 昭・梅原猛・陳舜臣 他6	
	金額合計			99610			

#### 4 事実を証する書面

本件請求に係る市長交際費金銭出納帳の写し

#### 5 請求の受理

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成22年1月6日に受理しました。

なお、事実を証する書面である市長交際費金銭出納帳に記載されている整理番号と本件請求書の証1から証6までの表の整理番号と照合したところ、内容等から本件請求書の証1の表中整理番号の欄において「4-20」とされているのは「4-2」、同証5の表中整理番号の欄において「5-22」とされている

のは「5-12」の誤記であると判断しました。以下の記述においてこれらは、事実を証する書面に基づき、それぞれ「4-2」及び「5-12」としています。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

平成21年4月1日から同年8月31日までの間に支出された市長交際費のうち、本件請求に係る支出（本件請求書の証1から証6まで。以下「本件請求交際費」という。）を対象として、違法又は不当な支出であるかどうかについて、監査することとしました。

### 2 監査対象部局

市長公室秘書課を監査対象部局としました。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年1月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えました。

なお、請求人から証拠の提出はなく、本件請求の補足説明がありました。

### 4 監査対象部局の陳述

平成22年1月14日に、市長公室長ほか関係職員による陳述の聴取を行いました。

なお、陳述の要旨は、次のとおりです。

#### (1) 市長交際費について

市長等が行政執行上、あるいは本市の利益のために市を代表して、外部との折衝等をするために要する経費である。

なお、他の自治体では、首長の交際費とは別に、自治体（法人）としての交際費を設定している例もあるが、本市においてはそのような区分はせず、市としての交際費も「市長交際費」に含まれている。

今回、監査請求があった平成21年4月から8月までにおける交際費の執行については、前回（平成21年6月）の住民監査請求があった案件と同様に、交際費を支出する際の目安とした秘書課内で使用する内規「交際費運用基準」により、個々の事案に対し、その支出にあつては目的及び社会通念上儀礼の範囲かどうか常に配慮し、精査したうえで執行している。

#### (2) 証1について

特に職員に係る慶弔について、市職員や市議会議員などの市の功労者ないしその親族の死亡に対し市長が弔慰を表すことは自然なことであり、その手段として供花、香料を手配することは、その金額が社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものでない限り、社会通念上相当な儀礼的行為であると考えている。

(株)ぎょうせい発行の「六訂 地方公共団体歳入歳出科目解説」によると、「交際費とは、一般的に対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費であると解されている。この場合の外部とは地方公共団体以外のものということになるが、市長が職員に対して慶弔等の場合に見舞等をするのは、外部とみるのか内部とみるのか必ずしも明確でない。このような慶弔等の見舞等は、私的な社会関係であることから、職員個人は外部とみることができる。したがって、こういったものに対する見舞金等は交際費から支出することができる。」と記されている。

また、供花代等の支出については、「交際費運用基準」において、職員、市議会議員、市政功労者などの区分ごとに基準を定めている。

主な支出例としては、まず、昭和54年から4期16年間市議会議員を務められた〇〇氏は、永年にわたり議員、議員待遇者として市政推進に貢献され、同氏のご逝去の知らせを受け、弔意を表すため、社会的儀礼の範囲で供花代を支出している。

次に、城郭研究室職員の〇〇氏については、平成10年に勤続25年の永年勤続表彰を受け、永年にわたる奉職により市政運営に貢献しており、同氏の実母のご逝去の知らせを受け、弔意を表すため、社会的儀礼の範囲で供花代を支出している。

また、自治会長や民生委員・児童委員ご本人のご逝去、あるいは、消防団における一定の功績・経歴を経て、各分団内で職責を持つ分団長の実母のご逝去の際にも、地域活動及び社会福祉活動、また永年にわたる地域防災活動を通して市政に貢献をされており、これらの方々に対し、弔意を表し、社会的儀礼の範囲で香料を支出している。

### (3) 証2について

白城会への賛助金については、市長宛てに開催案内があり、市長は市の代表として社会的儀礼の範囲で交際をしたものであって、市長の個人的・私的な交際ではない。

白城会美術同好会展は、9回目となる作品展に本市教育委員会が後援し、市長宛てに案内を頂き、市民参画と本市文化芸術活動の振興に寄与し、市政に貢献するとともに市の利益となることから、開催を祝し、社会的儀礼の範囲で祝い花代を支出している。

白城会・東京のつどいは、白城会東京支部から市長宛ての案内を受けて、儀礼的な挨拶とともに市政に関する理解と参加者との情報、意見交換を行い、また市の利益となることから、会費相当分を祝品として支出している。

### (4) 証3について

賛助金支出としている政党機関紙、民間団体機関紙については、政党機関紙として「公明新聞」、「しんぶん赤旗」及び「新社会」、民間団体機関紙として「播磨時報社」が発刊する報道機関紙及び「時事新報社」が発刊す

る業界紙があり、内規である「交際費運用基準」において規定している「賛助」に区分されるものとして、その名のとおり賛助を目的に、情報収集の意味合いも含めて、その必要最小限の購入費用をもって支出している。

(5) 証4について

播磨政経懇話会や姫路獨協大学播磨会など、各外部団体の会費については、市長が当該団体との懇親会や会報などにおいて、儀礼的な挨拶を行うとともに、市政への理解を求め、情報、意見交換を目的に対外的に参加するため、その会費として支出している。

また、反核平和の火リレー及び国民平和大行進に対する激励金については、市長宛てにそれぞれ開催通知があり、本市の「非核平和都市宣言」の趣旨に沿う活動であることから、本市へのキャラバン隊訪問に対しての賛助を目的として支出している。

(6) 証5について

各種イベントに対する祝花や祝酒については、そのイベントのほとんどが、市内の参加者を広く集め、市民参画と文化芸術活動の振興、若しくは、地域活動の振興・活性化に寄与するものとして、本市がそのイベントに後援するなどして関わっている。その主催者から市長宛てに開催案内を受けて、文化芸術行政等に貢献していただいていることから、開催を祝して祝品の花、酒を贈呈したものである。また、それら以外で市長宛てに開催案内のあったイベントについても、永年にわたって市民参加を促し、定期的な開催等を通じて、市政への貢献に着眼し、市の利益となるものについて、祝品を贈呈したものである。

叙勲及び褒章受章者へのお祝いについては、受章者は永年にわたり様々な分野での貢献とその功績により叙勲又は褒章を受章されており、市内在住者で受章された方々に対して、市を代表してその功績を称え、祝意を表すため祝品を贈呈したものである。

また、叙勲受章祝賀会へのお祝いについては、発起人より出席案内が市長宛てにあり、松永剛典氏は元兵庫県医師会副会長・姫路市医師会顧問として、本市の公衆衛生と地域保健活動を通して永年にわたり市政への貢献があることから、その功績を祝うことを目的に、市長代理として生活審議監が祝賀会に出席し、社会的儀礼の範囲で支出したものである。

(7) 証6について

平成21年5月に現職を破り初当選した宍粟市長等については、西播磨市町長会のメンバーとして、西播磨地域の共通の広域行政の推進のために日頃より様々な形で協力関係にあり、引き続き広域行政の協力を進めるべく挨拶に伺ったものである。また、宍粟市は、平成17年に山崎町・一宮町・波賀町・千種町が合併し、西播磨圏域の市の中でも林業施策などについて先進的な事例も持ち合わせている。一方で、本市においても平成18年の市町合併により活用できる林産資源を有することから、情報、意見交換を行うことでその後の友好、信頼関係を維持するとともに、連携を図り、

協力体制を構築できることから、宍粟市を訪問し、外部的交渉・接遇の費用として社会的儀礼の範囲で支出したものである。

桂米朝氏については、姫路市出身で、平成8年5月に古典落語における人間国宝として認定された人物であり、本市においても古典落語の普及や伝統芸の発展継承、市民文化の向上に寄与したとして平成8年8月に名誉市民の称号を贈っている。同氏は、昭和48年から姫路落語会を毎年開催し、本市の文化振興に多大な貢献をされており、この落語会の開催を祝し、儀礼的な挨拶と敬意を込めて、外部的接遇の費用として社会的儀礼の範囲で支出したものである。

夏季贈答品については、本市に特にゆかりが深く、市政に貢献のある、市外に在住されている市政功労者13名に対し、儀礼的な挨拶とともに感謝と敬意を表するため、外部的接遇の費用として社会的儀礼の範囲で支出したものである。

- (8) 市長交際費は、職務執行上の交際、かつ対外的な活動において交際費として公金を支出している。冒頭にも申し上げたとおり、その支出の際には、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しないよう、常に注意を払い、精査している。

## 5 監査の実施

監査対象部局に対して、関係書類及びその他の記録等の提出を求めるとともに、関係職員からの事情聴取も実施しました。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

市長交際費は市長公室秘書課が所管しており、市長に対する各種行事への案内通知、出席依頼等を一括管理し、1件ごとに行事内容、過去の対応、市長のスケジュール等を確認し対応されています。

#### (1) 市長交際費の支出方法

市長交際費の歳出科目は、(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費(節)交際費であり、姫路市決裁規程(昭和43年姫路市訓令甲第10号)第6条の規定に基づき部長が専決し、姫路市会計規則(昭和42年姫路市規則第24号。以下「会計規則」という。)第34条の規定に基づき資金前渡の方法により支出されています。なお、資金前渡を受けることができる市長が指定する職員は秘書課長となっており、資金前渡の限度額は会計規則第35条において、毎1箇月分の所要予定金額と規定されています。

#### (2) 前渡資金の支払手続及び精算

資金前渡を受けた職員は、会計規則第36条において、債権者に支払いをしようとするときは、債権者からの請求金額が正当であるか、給付が完

了しているか、支払時期が到来しているか等を調査して確実と認めたときは、領収書を徴して現金を支払い、関係帳簿に記載しなければならないことと規定されています。

前渡資金の精算については、会計規則第41条において、前渡資金受領者が前渡資金の支払いを完了したときは、毎月分の前渡資金を翌月10日までに精算書により証拠書類を添えて、精算させなければならないことと規定されています。

(3) 市長交際費の資金前渡及び精算状況

資金前渡された交際費は、月ごとに金銭出納帳により1件ずつ整理されており、支出負担行為書、戻入行為書兼戻入決定書及びその他関係書類を確認したところ、会計規則等に基づき処理されていました。

(4) 交際費運用基準

平成21年9月1日に、所定の庁内決裁手続を経て「姫路市長交際費の支出基準（以下「新交際費支出基準」という。）が制定されています。

しかし、本件請求交際費は、平成15年8月1日に所定の庁内決裁手続を経ず定められ、交際費を支出する際の目安として秘書課内で使用されている内部事務取扱基準により支出されていました。

(5) 本件請求に係る市長交際費の支出内訳

本件請求の対象期間である平成21年4月1日から同年8月末日までの市長交際費の月別支出額は、次の表1のとおりであり、そのうち本件請求交際費は、次の表2のとおりでした。

表1

区 分	金 額 (円)
平成21年4月	533,835
平成21年5月	279,545
平成21年6月	189,725
平成21年7月	209,385
平成21年8月	122,275
合 計	1,334,765

表2

区 分	金 額 (円)
証 1	226,000
証 2	16,300
証 3	121,925
証 4	342,000
証 5	264,050
証 6	99,610
合 計	1,069,885

## 2 判断

(1) 交際費支出の判断基準について

ア 交際費は、自治法第232条第1項の「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする」という規定に基づき支出する経費であり、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項の別記の歳出予算に係る節「交際費」から支出する経費です。行政実例（昭和28年7月1日

自行行発第200号)では、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である」とされています。

また、その支出については地方公共団体の長等に一定の裁量があると解されていますが、自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定され、同法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されています。

よって、交際費は職務執行上の交際に支出されるものであって、私的な交際のため支出することはできず、また、対外的な活動に支出されるものであって内部的な活動に支出するものではありません。さらに、社会通念上の儀礼の範囲であって、公益性が認められるものであり、かつ、当該支出の性質、内容、目的、金額等について社会通念上相当な範囲の支出であることが必要となってくるものです。

イ 平成18年12月1日最高裁判所の判例においては、次のとおり判示されています。

普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。

そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。

しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである。

ウ 平成16年5月11日大阪高等裁判所の判例においては、次のとおり判示されています。

市長が市職員や市議会議員等の市の功労者ないしその親族等の死亡に対して弔意を表することは自然なことであり、その手段として供花を行うことは、その金額が社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものでない限り、社会通念上相当な儀礼的行為というべきである。なお、市が市の功労者等の死亡の事実を知った場合にのみ供花を行っているところであるが、死亡の事実を知らなかった場合には、当然、供花は行われないうこととなるが、死亡に対する供花の相当性にかんがみれば、その死亡を知らなかった場合との対応に差が生じるとしても、これをもって不公平・不公正ということとはできない。

市長が他の地方公共団体の施設等の視察を行う際に、視察先に対し、視察への協力に対する謝礼をすることは、その内容が社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものでない限り、社会通念上相当な儀礼的行為というべきである。

エ 平成14年12月24日東京高等裁判所の判例においては、次のとおり判示されています。

公明新聞、赤旗は、いずれも政党の機関紙であり、聖教新聞は、宗教団体に関係の深い新聞であることは当裁判所に顕著であるから、本件で問題となっている助役、収入役、総務部長が読むためのそれらの新聞に関する本件購読契約及び本件支払は、区長としての交際とは何ら関係のないものである点でも、特定の政党、宗教団体に関係の深い新聞への賛助としてされた点でも、区長交際費として資金前渡された趣旨を逸脱するものであり、違法な財務会計行為であったというべきである。仮に、購読料金の交際費からの支出が違法であるとしても、需用費からの支出を行うことができ、需用費からの支出を行うための措置として、交際費から需用費への節間の流用ができる旨主張がある。しかし、節間の流用を行う場合には、所定の会計事務手続を経る必要があること、購読料金を(節)需用費から支出することとなった場合は、資金前渡により処理できず、通常の出支手続、すなわち、契約行為(支出負担行為)、支出命令を経て支出を行うことになる。購読契約、支払について、節間の流用のために必要となる所定の事務手続は経ておらず、また、通常の出支手続によっていないのであるから、購読契約及び本件支払について、交際費から需用費への節間の流用が可能であることをもって、適法であるということとはできない。また、現実に行われた本件購読契約、本件支払が違法である以上、仮に、交際費から需用費への節間の流用が可能であるとしても、そのことを理由に損害が発生していないということとはできない。交際費としての購読契約及び支払が違法である以上、購読契約及び支払に基づいて新聞が配達され、実際に購読をしたとしても、違法として許されない支出をしたものである。

(2) 職員等に対する香料及び供花代

本件請求交際費のうち、職員等に対する香料及び供花代に係る支出は、次表のとおり 21 件 226,000 円でした。

支出番号	請求人による区分	秘書課整理番号	内 容	金 額 (円)	支払日	相手方名	市側出席者等
1	証1	5-8	〇〇家香料	50,000	H21.5.19	総合福祉通園センター職員遺族	-
2	証1	5-17	〇〇家供花	10,000	H21.5.27		
3	証1	4-14	〇〇家供花	10,000	H21.4.24	図書館安富分館職員	-
4	証1	4-26	〇〇家供花	10,000	H21.4.30	城郭研究室職員	-
5	証1	5-16	〇〇家供花	10,000	H21.5.27	飾磨消防署職員	-
6	証1	6-13	〇〇家供花	10,000	H21.6.26	姫路西消防署職員	-
7	証1	6-14	〇〇家供花	10,000	H21.6.26	資産税課職員	-
8	証1	6-15	〇〇家供花	10,000	H21.6.26	四郷和光保育所職員	-
9	証1	6-21	〇〇家供花	10,000	H21.6.30	人権総務課職員	-
10	証1	7-11	〇〇家供花	10,000	H21.7.15	夢前事務所職員	-
11	証1	7-13	〇〇家供花	10,000	H21.7.15	飾磨消防署職員	-
12	証1	7-14	〇〇家供花	10,000	H21.7.15	四郷小学校職員	-
13	証1	8-6	〇〇家供花	11,000	H21.8.17	道路整備改善課職員	-
14	証1	8-13	〇〇家供花	10,000	H21.8.31	姫路東消防署職員	-
15	証1	7-12	〇〇家供花	10,000	H21.7.15	安富地域審議会委員遺族	-
16	証1	7-3	〇〇家香料	5,000	H21.7.3	飾磨消防団高浜分団長	-
17	証1	6-2	〇〇家香料	5,000	H21.6.2	名古屋山町自治会長遺族	-
18	証1	6-8	〇〇家香料	5,000	H21.6.9	真浦上加野町自治会長遺族	-
19	証1	5-1	〇〇家香料	5,000	H21.5.8	広畑区蒲田民生委員・児童委員遺族	-
20	証1	7-18	〇〇家香料	5,000	H21.7.28	広畑区西夢前台民生委員・児童委員遺族	-
21	証1	4-2	〇〇家供花	10,000	H21.4.7	元市議会議員遺族	-
合 計				226,000			

支出番号1から16までは、姫路市の職員（特別職を含む。）本人の死亡に係る香料若しくは供花代又は職員の親の死亡に係る供花代です。

一般的に、交際費の支出については対外部性が求められるところですが、「地方公共団体歳入歳出科目解説」（月刊地方財務編集局編）によれば、このような慶弔費の贈呈においては職員個人は外部とみられ、交際費から支出することができる旨の見解が示されています。平成16年5月11日大阪高等裁判所判例も、市職員やその親族の死亡に際して市長が弔意を表することは自然なことであり、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱する金額でない限り、そのために交際費を用いることを許容しています。

これら支出については、金額も一般職本人の死亡の場合のみ計6万円、そ

の他の場合は1万円以下であるなど、社会通念を逸脱しているとはいえ、妥当性を欠くものではありません。

支出番号17から20までは、現に自治会長又は民生委員・児童委員を務め、市政に貢献のあった人物への香料であり、また、支出番号21は、現職ではないものの過去において長期にわたり市議会議員を務めた人物への供花代であり、いずれも故人の市政への相当の功労が認められることから、社会通念上相当な儀礼の範囲内であるものと認められます。

### (3) 地域情報紙の購読料

本件請求交際費のうち、地域情報紙の購読料に係る支出は、次表のとおり5件42,000円でした。

支出番号	請求人による区分	秘書課整理番号	内 容	金 額 (円)	支払日	相手方名	市側出席者等
22	証3	4-8	播磨時報 4月、5月分	3,000	H21.4.21	播磨時報社	市長・ 両副市長
23	証3	7-1	播磨時報 6月、7月分	3,000	H21.7.1		
24	証3	5-7	時事新報 4月、5月分	3,000	H21.5.18	時事新報社	市長・ 両副市長
25	証3	7-2	時事新報 夏期分	30,000	H21.7.1		
26	証3	7-15	時事新報 6月、7月分	3,000	H21.7.24		
合 計				42,000			

支出番号22から26までは、地域情報紙「播磨時報」及び「時事新報」の購読料です。

支出番号22及び23は、姫路市の市政、教育、商工、スポーツ、観光等の情報、あるいは周辺地域における同種の情報が掲載されている地域情報紙の購読料であり、市長及び両副市長の計3名分を支出しています。また、支出番号24から26までは、姫路市及び周辺地域の観光情報、観光施設の紹介等が掲載されている地域情報紙の購読料であり、市長及び両副市長の計3名分を支出しています。両紙の購読の目的について、関係職員は、情報収集という意味合いもあるものの、主としては、信頼関係の維持増進を図るための賛助であると説明しています。

平成18年12月1日最高裁判所判例は、交際費につき「友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り」許容されるとしています。これら特定の地域情報紙の購読による賛助が、友好・信頼関係の維持増進を図ることとなる客観性がないとまではいえず、交際費の支出として社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱し妥当性を欠くとまでは断言できません。しかし、市長の交際費をもって副市長が賛助する妥当性については疑問も残ります。

(4) 政党発行紙の購読料

本件請求交際費のうち、政党発行紙の購読料に係る支出は、次表のとおり  
15件 79,925円でした。

支出 番号	請求 人 による 区分	秘書課 整理 番号	内 容	金 額 (円)	支払日	相 手 方 名	市側 出席者等
27	証3	4-21	公明新聞 4月分	4,285	H21.4.28	聖教新聞 英賀保販売店	市長
28	証3	5-14	公明新聞 5月分	4,285	H21.5.25		
29	証3	6-19	公明新聞 6月分	4,285	H21.6.29		
30	証3	7-19	公明新聞 7月分	4,285	H21.7.28		
31	証3	8-12	公明新聞 8月分	4,285	H21.8.26		
32	証3	4-19	しんぶん赤旗 4月分	8,700	H21.4.27	「しんぶん赤旗」 西播出張所	市長・ 両副市長
33	証3	5-15	しんぶん赤旗 5月分	8,700	H21.5.26		
34	証3	6-18	しんぶん赤旗 6月分	8,700	H21.6.29		
35	証3	7-16	しんぶん赤旗 7月分	8,700	H21.7.27		
36	証3	8-11	しんぶん赤旗 8月分	8,700	H21.8.26		
37	証3	4-20	新社会 4月分	3,000	H21.4.27	新社会党 姫路総支部	市長・ 両副市長
38	証3	5-13	新社会 5月分	3,000	H21.5.25		
39	証3	6-17	新社会 6月分	3,000	H21.6.29		
40	証3	7-17	新社会 7月分	3,000	H21.7.27		
41	証3	8-8	新社会 8月分	3,000	H21.8.24		
合 計				79,925			

支出番号27から41までは、公明党、日本共産党及び新社会党がそれぞれ発行する機関紙の購読料です。

関係職員の説明によれば、これら政党発行紙の購読の目的は、情報収集という意味合いもあるものの、主としては賛助であるとしています。

交際費による政党への賛助に関しては、平成14年12月25日大阪高等裁判所判例は、政党の新春年賀会の会費や政党の定期大会に対する賛助金としての支出について「特定の政党に対するものであることは明白」であり「行政の政治的中立性の要請に反する」として違法としています。

また、政党発行紙の購読に限っても、平成14年12月24日東京高等裁判所判例は「特定の政党、宗教団体に関係の深い新聞への賛助」が違法としています。

いずれも上告が行われず確定しているこれら判例は、交際費の支出に関する当面の規範となるものであり、それに照らすとこれら支出は違法といわざるを得ません。

なお、関係職員の説明では、

- ・ 現在、例えば陳情窓口が官庁から与党に一本化されるなど、「政治主導」、「脱官僚」と呼ばれる動きが進められており、日頃から政党との交流を深めることが円滑な市政の推進に寄与する。

・ 今回の請求においては3党のみが対象となっているが、主要な全政党とあまねく交流を図る用意がある。  
とじています。

しかし、政党との交流が重要であるとしても、そのための交際費の支出が、行政の政治的中立性の要請を犠牲にしてもなお必要である理由は見当たりません。結局、一党であれ全党であれ、政党に対して「賛助」ということ自体、政治的意思を帯びることは避けられず、かえって行政への不信感を生じさせる恐れがあります。

したがって、支出番号27から41までについては、本市が支弁しなければならない理由がある経費ではなく、違法な支出であると認められます。

#### (5) 加入団体会費

本件請求交際費のうち、市又は市幹部が加入している団体の会費に係る支出は、次表のとおり5件 322,000円でした。

支出番号	請求人による区分	秘書課整理番号	内 容	金 額 (円)	支払日	相手方名	市側出席者等
42	証4	4-1	姫路交友クラブ 21年度会費	72,000	H21.4.7	姫路交友クラブ	市長
43	証4	4-6	播磨政経懇話会 上半期会費	120,000	H21.4.14	播磨政経懇話会	市長・ 両副市長・ 市長公室長
44	証4	5-5	姫路日経懇話会 21年度会費	80,000	H21.5.14	姫路日経懇話会	両副市長
45	証4	6-4	姫路朝食会 21年度上期会費	20,000	H21.6.3	姫路朝食会	
46	証4	4-25	姫路獨協大学播磨会 21年度会費	30,000	H21.4.30	姫路獨協大学播磨会	
合 計				322,000			

支出番号42から45までは、播磨地域の政官財の要人が情報交換、意見交換等を行い、友好・信頼関係の維持増進を図ることを目的として組織された団体の会費（1年分又は上半期分）です。支出番号45以外は、個人名義で加入する形態になっていますが、従前より市の該当する役職（市長、副市長等）への就任又は退任に伴って自動的に入会又は退会が行われており、実質的には法人たる市が加入しているといえます。

市長をはじめ市の幹部が参加することは、これらの団体の目的に照らして、市の事務の円滑、適正な遂行の上で有益と考えられ、また、会員の社会的地位を勘案すると、ホテルの会議室等、相当と考えられる会場において例会を開催すべき事情も認められます。目的が類似する団体に重複して加入していることや、加入していても会合への出席率が低いものもあることなど、疑問も残るところではありますが、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとは断定し難く、交際費の支出につき妥当性に欠けるとはいえません。

一方、支出番号46は、姫路獨協大学が地域社会に貢献するため組織している「播磨会」の法人会員としての会費です。もともと姫路獨協大学は、市が誘致し「公私協力」により開設されたものであって、市が率先して法人会員となるべきことは理解でき、交際費の支出については、金額面を含め、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとはいえません。しかし今後は、支出番号42から45までも含め、支出科目が適正であるかどうか、検討する必要があるものと考えます。

#### (6) いわゆる平和運動団体への賛助費

本件請求交際費のうち、いわゆる平和運動団体への賛助費に係る支出は、次表のとおり2件 20,000円でした。

支出番号	請求人による区分	秘書課整理番号	内 容	金 額 (円)	支払日	相手方名	市側出席者等
47	証4	7-8	国民平和大行進 激励金	10,000	H21.7.13	2009年平和行進 西播実行委員会	-
48	証4	7-9	反核平和の火リレー 激励金	10,000	H21.7.13	日本青年学生平和友好 祭兵庫県実行委員会	-
合 計				20,000			

支出番号47は「核兵器廃絶2009年国民平和大行進」及び「西播網の目平和行進」への賛助として、また、支出番号48は、「反核平和の火リレー運動」への賛助として、それぞれ支出されたものです。関係職員は、いずれも市長宛て案内があり、本市の非核平和都市宣言の趣旨に沿う運動であることから、賛助の意を表するために支出したと説明しています。

しかし、支出番号48に係る市長宛て案内に添えられた「要請書」をみると、例えば「原子力政策の見直しと原発稼動に際する危険な核燃料・使用済核燃料の輸送に反対して頂きたい」、「自治体での「日の丸」掲揚をやめて頂きたい」等のように、必ずしも市民の間の幅広い合意が得られているとはいえないスローガンも掲げられており、政治的と受け取られかねない面も見受けられます。平成7年4月27日東京地方裁判所判例に照らせば、交際費の支出として社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱し妥当性を欠くとまでは断言できませんが、特定の政治運動を公費により援助するという側面は否定できません。また、支出番号47については、市長宛て案内等をみる限りそのような政治的要素は確認できないものの、もし本市の非核平和都市宣言の趣旨に沿う運動であるというだけで賛助するというのであれば、賛助対象が際限なく広がる可能性もあり、賛助金を得るために非核平和都市宣言の趣旨を装う団体が出現することも考えられます。

したがって、このような賛助金の支出に際しては、その是非について十分検討する必要があるものと考えます。

(7) 文化的行事に対する賛助費

本件請求交際費のうち、文化的行事に対する賛助費に係る支出は、次表のとおり 10件 88,490 円でした。

支出番号	請求人による区分	秘書課整理番号	内 容	金 額 (円)	支払日	相手方名	市側出席者等
49	証5	4-15	小寺流儺祝花	10,000	H21.4.27	松登会	—
50	証2	4-16	白城会美術同好会展祝花	10,000	H21.4.27	白城会美術同好会	—
51	証5	4-17	若柳流若紫会祝花	10,000	H21.4.27	若紫会	—
52	証5	4-22	慶祝用酒（千姫ぼたん祭り開園式祝）	5,490	H21.4.28	千姫ぼたんの会	—
53	証5	5-2	小野勉回顧展祝花	10,000	H21.5.11	白樹会	—
54	証5	5-3	春紀会絵画展祝花	10,000	H21.5.11	春紀会	—
55	証5	6-7	デコパージュ古島満寿美と生徒作品展祝花	10,000	H21.6.5	デコパージュ教室「アートクラフト Joy」	—
56	証5	6-16	坂東大蔵おどりの会祝花	10,000	H21.6.29	坂東大蔵	—
57	証5	7-22	姫路城薪能賛助	10,000	H21.7.29	姫路薪能奉賛会	市長
58	証6	8-1	桂米朝姫路落語会楽屋見舞（銘菓）	3,000	H21.8.1	桂米朝	—
合 計				88,490			

支出番号49から58までは、民間団体が美術、舞踊等の文化的活動の披露のため開催する行事に対する賛助費です。金額や態様（賛助金、祝花等）の差異はあれ、これら支出はいずれも市の文化振興に貢献する行事に対する賛意を表すためのものであり、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとまでは認められません。

ただ、これら支出に係る行事のなかには、他にも類似・同等の行事が市内で多数開催されており、また今後開催される可能性があると考えられます。関係職員は、主催者からの市長宛て案内があり交際費を支出したのであって、類似・同等の他の行事についても、案内があった場合には同様に交際費を支出する用意があると説明しています。しかし、この説明によれば、1件ごとの交際費の支出をみる限りでは不適切とはいえないとしても、交際費の支出対象が際限なく広がる可能性もあります。また、類似・同等の行事を主催する他の団体からの不公平感・不信感を招き、信頼関係を損ねる恐れもあります。このため、支出対象の行事に関する合理的な基準を定めることが求められます。

なお、請求人は、支出番号50について、主催団体が市長が卒業した高等学校の同窓会であることから、市長の個人的な交際である旨を主張しています。しかし、他にも文化的活動の披露のため開催する行事に対する賛助金が支出されており、それをもって市長の個人的な交際であるとはいえないものと考えます。

(8) 団体の会合等への祝賀・賛助費

本件請求交際費のうち、団体の会合等に対する祝賀・賛助費に係る支出は、次表のとおり 16 件 100,110 円でした。

支出番号	請求人による区分	秘書課整理番号	内 容	金 額 (円)	支払日	相手方名	市側出席者等
59	証5	4-22	慶祝用酒（増位地区ふれあい運動会祝）	3,660	H21.4.28	増位地区連合自治会	—
60	証5	7-6	慶祝用酒（自治振興交流会）	5,490	H21.7.10	白浜町中村連合自治会	—
61	証5	7-6	慶祝用酒（家島天神祭）	5,490	H21.7.10	宮 区長・真浦区長	市長公室理事 (市長代理)
62	証5	8-4	慶祝用酒（第 56 回網干川祭り）	5,490	H21.8.6	網干商工同友会	南都副市長 (市長代理)
63	証5	8-4	慶祝用酒（平成 21 年度秋祭り 恵美酒宮天満神社）	5,490	H21.8.6	飾磨橋東地区連合自治会	—
64	証5	8-4	慶祝用酒（平成 21 年度秋祭り 浜の宮天満宮）	5,490	H21.8.6	飾磨橋西地区連合自治会	—
65	証5	4-22	慶祝用酒（姫路菓子同業組合総会懇親会）	3,660	H21.4.28	姫路菓子同業組合	商工観光局長 (市長代理)
66	証5	4-22	慶祝用酒（姫路建設産業関連団体協議会総会懇親会祝）	3,660	H21.4.28	姫路建設産業関連団体協議会	南都副市長 (市長代理)
67	証5	6-12	姫路薬剤師会総会懇親会お祝い	10,000	H21.6.19	姫路薬剤師会	市長
68	証6	5-20	姫路市医師会総会懇親会お祝い	10,000	H21.5.30	姫路市医師会	市長
69	証5	5-12	慶祝用酒（連合自治会代表者歓送迎会）	9,150	H21.5.25	姫路市連合自治会	市長・ 両副市長
70	証6	6-11	あゆみ会懇親会差し入れ（日本酒）	5,250	H21.6.18	連合自治会本部役員 OB 会	—
71	証2	6-20	白城会東京のつどいお祝い（日本酒）	6,300	H21.6.29	白城会東京支部	東京事務所長 (市長代理)
72	証5	4-22	慶祝用酒（CN50周年記念式典祝）	5,490	H21.4.28	姫路鷺城ライオンズクラブ	—
73	証5	6-10	第 28 回兵庫県ろうあ者大会開催祝	10,000	H21.6.18	兵庫県ろうあ者大会実行委員会	健康福祉局長 (市長代理)
74	証5	7-6	慶祝用酒（姫路地区漁業協同組合合併仮契約調印式典祝賀会）	5,490	H21.7.10	姫路地区漁業協同組合合併推進協議会	市長
合 計				100,110			

前記(7)に係る各行事が文化的活動の対外的な披露を目的としているのに対して、これら支出に係る各行事は、団体の内部的な行事（会合）の色合いが強いものであり、大きく分類すると、支出番号 59 から 71 までに係るものが定例的に（年に 1 回等）開催されている会合であるのに対し、支出番号

72から74までに係るものは定例性のない記念的な行事です。

支出番号59から64までは、いずれも、自治会等、一定の地域に居住する住民等をもって組織される団体が開催又は参加する行事への祝賀費です。その内容はすべて日本酒の贈呈で、市幹部が出席した事例とそうでない事例の双方があります。市域には同等の団体が他にもきわめて多数あるなか一部の団体に対してのみ支出されていますが、この点について関係職員は、他の同等の団体からも市長宛て案内があった場合には同様に祝賀費を支出する用意があると説明しています。

これら支出は、自治振興の目的が認められ、金額も含めて社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとまではいえませんが、市長宛ての案内があれば同様に賛助するという姿勢であれば、交際費の支出対象が際限なく広がり、他の同等の団体との信頼関係を損ねる恐れがあるのは(7)と同様であって、支出対象についての合理的な基準を定めることが求められます。また、地域の祭礼に対する慶祝とされているものが一部にありますが、支出先は祭礼に参加する自治会等であり、違法とまではいえないものの、宗教的行事への支出ではないかという疑念を抱かれることも十分想定されますので、この点への配慮も必要ではないかと考えます。

支出番号65から68までは、いずれも、事業者団体の定例会合への祝賀費です。産業振興の目的は認められますが、前記の支出番号59から64までの場合と同様、市長宛ての案内があったという理由で、同等の団体が他にも多数あるなか一部の職種・業種の団体に対してのみ支出されており、支出対象についての合理的な基準を定めることが求められるのも支出番号59から64までと同様です。

支出番号69は、連合自治会の代表者歓送迎会への祝品の贈呈費です。贈呈の趣旨は、在任中自治振興に貢献のあった旧役員に対し労をねぎらうとともに、新役員に対し儀礼的な挨拶をし、友好・信頼関係の構築を図ることであり、その金額を含め、社会通念上相当な儀礼の範囲と認められます。

支出番号70は、連合自治会の本部役員の本部OB会である「あゆみ会」の会合への祝品の贈呈費です。関係職員の説明によれば、贈呈の趣旨は、過去において自治振興に貢献があった元役員に対して謝意を表することといい、その金額を含め、社会通念上相当な儀礼の範囲を超えるとまではいえないと考えられます。

支出番号71は、県立姫路西高等学校の同窓会である「白城会」の東京支部の会合（「東京のつどい」）への祝品（日本酒）の贈呈費です。市長宛て案内があり、市長の代理として東京事務所長が出席し、会費相当分の祝品を贈呈したものです。当該会合には、首都圏において活躍する姫路市及びその周辺の出身者が多数参集することから、市政に関する理解を求めるとともに情報交換や意見交換を行う目的で出席したものであり、その金額を含め、社会通念上相当な儀礼の範囲を超えるとまではいえません。

支出番号72は、姫路鷺城ライオンズクラブの認証50周年記念式典への

祝品の贈呈費です。贈呈の趣旨は、市長宛て案内があり、長年にわたる同会の奉仕活動等の貢献に対する謝意・祝意を表することであり、その金額を含め、社会通念上相当な儀礼の範囲と認められます。

支出番号73は、兵庫県ろうあ者大会への祝金の贈呈費です。同大会は毎年開催されていますが、今年度は姫路市が開催場所となっています。それに伴い市長宛て案内があり、市長の代理として担当局長（健康福祉局長）が出席し、同会の聴覚障害者福祉への貢献に対する謝意を表するため祝金を贈呈したものです。その金額を含め、社会通念上相当な儀礼の範囲と認められます。

支出番号74は、姫路市の本土側沿岸部に並立していた8つの漁業協同組合が合併した際の調印祝賀会への祝品の贈呈費です。当該合併は、漁業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、市が漁業振興施策の一環として働きかけ、実現したものであることから、謝意・祝意を表するため贈呈したものです。その金額を含め、社会通念上相当な儀礼の範囲と認められます。

以上、全体として妥当性を欠くとまでは断言できませんが、特に各種団体に対する交際費の支出に当たっては、社会通念の変化や公平性・公正性に十分留意しながら運用すべきものと考えます。

#### (9) その他の費用

本件請求交際費のうち、(2)から(8)までのいずれにも該当しない経費に係る支出は、次表のとおり19件 191,360円でした。

支出番号	請求区	人区分	秘書課番号	内 容	金 額 (円)	支払日	相手方名	市側 出席者等
75	証6	4-4		連合婦人会 新役員懇談会費	12,600	H21.4.14	姫路市連合婦人会 会長・副会長(計4人)	市長・ 交流振興局長
76	証6	5-19		連合自治会 新役員懇談会費	18,900	H21.5.28	姫路市連合自治会 会長・副会長(計6人)	市長・ 交流振興局長・ 市民参画部長
77	証5	4-18		春の叙勲・褒章お 祝い(紅白ワイン)	100,000	H21.4.27	褒章受章者7人・ 叙勲受章者13人	—
78	証5	7-5		松永剛典氏叙勲 受章祝賀会お祝い	10,000	H21.7.9	松永剛典先生叙勲 受章祝賀会世話人	生活審議監 (市長代理)
79	証6	5-10		田路勝氏他 手土産(銘菓)	2,520	H21.5.21	宍粟市長 田路勝・ 宍粟市議会議員 大 上正司	市長
80	証6	6-9		丸尾和明氏他 手土産(銘菓)	7,560	H21.6.18	(株)日本旅行代表取 締役社長 丸尾和明・ (株)ジェイティービー常 務取締役 日比野健	市長
81	証6	8-7	夏季贈答品 (そうめん)		3,060	H21.8.17	桂 米朝	—
82				3,060	上田 正昭		—	
83				3,060	梅原 猛		—	
84				3,060	陳 舜臣		—	

85	証6	8-7	夏季贈答品 (そうめん)	3,060	H21.8.17	山折 哲雄	—
86				3,060		福田 みどり	—
87				3,060		和辻 雅子	—
88				3,060		池田 隆政	—
89				3,060		榊原 政信	—
90				3,060		黒田 長高	—
91				3,060		千 宗室	—
92				3,060		大野 玄妙	—
93				3,060		堀川 待子	—
合 計				191,360			

支出番号75及び76は、連合婦人会及び連合自治会において新たに選出され就任することとなった会長・副会長が挨拶のため市長及び担当局長（交流振興局長）らを訪ね、懇談した際に提供した昼食の費用です。友好・信頼関係の維持増進が必要な相手方であり、1人当たり2,100円という金額を含め、当該支出は社会通念上相当な儀礼の範囲と認められます。

支出番号77は、叙勲又は褒章を受章した市民に対する祝意を表するため贈呈した祝酒（1組当たり5,000円の紅白のワイン）の購入費です。また、支出番号78は、叙勲受章者の祝賀会について市長宛て開催通知があり、市幹部（生活審議監）が市長の代理として出席したことに伴い祝金として支出したものです。叙勲又は褒章の受章者に対し、市政や市域の産業振興等への貢献があったとして受章を讃えることは、社会通念上相当な儀礼の範囲内であると考えられます。金額についても同様であり、平成16年5月11日大阪高等裁判所判例に照らしても、これら交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

支出番号79は、市長が宍粟市長の田路氏及び宍粟市議会議員の大上氏を訪問した際の手土産の購入費です。訪問したのは平成21年5月21日ですが、両氏はいずれも同年5月3日に実施された選挙において当選し、就任してから間もない時期であったため、当該手土産の贈呈については、外見的に当選祝い又は就任祝いの意味合いがあるのではないかという疑念が抱かれるところです。当選祝いや就任祝いを公金から支出することについては、平成14年12月25日大阪高等裁判所判例において、選挙は「最も政治的対立が表面化する場面」であることから「行政の政治的中立性を害する行為」として違法であるとされています。

関係職員は当該贈呈の趣旨について、当選祝いや就任祝いではなく、次のように本市行政及び西播磨地域の広域行政の円滑な運営を図るため訪問した際の儀礼であると説明しています。

- ・ 田路氏については、西播磨地域の広域行政の推進に向けた協力をする西播磨市町長会の新規メンバーに加入したため、挨拶に伺った。なお、新規メンバーが加入した際、町は多数あるため新町長への挨拶は省略し、

新市長のみ挨拶に伺うことにしているが、石見市長就任以来、新市長の加入はこれまで例がなかった。

- ・ 大上氏については、田路氏と同じ旧一宮町出身の宍粟市議会議員であり、日頃石見市長が懇意にしているほか、林業振興施策に関し協力を要請するため、田路氏への挨拶の機会にあわせて訪問することとした。

このうち、特に大上氏に対する贈呈については、近隣自治体間の林業振興施策に関する協力が必要であるとしても、市長同士の面会だけで終わらず、あえて先方の市議会議員とも手土産を持参して挨拶を交わす必要性は乏しく、また、その必要性があるとしても、他にも林業が盛んな地域出身の宍粟市議会議員がいるにもかかわらず面会相手は大上氏のみであるという点など、疑問が残るところではありますが、もっぱら当選祝い又は就任祝いの趣旨によるものであったとまでは断定できず、田路氏に対する贈呈を含めて、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱し妥当性を欠くとまではいえません。

支出番号80は、市長が旅行会社の社長等役員に直接面会した際の手土産の購入費です。この面会の背景には、平成21年5月頃から本市域を含む兵庫県内において新型インフルエンザに感染する患者が発生し、これが全国的に報道されたことにより、観光客が来訪を敬遠する動きが見られたことがあります。この対策として、市長が大手旅行会社3社の幹部に対し誘客対策に関する交渉や意見交換を行おうとしたものですが、うち1社については調整がつかず、結果的に2社への訪問となっています。

これら2社の役員との面談は、市の観光振興という合理的目的を有し、当該購入費の支出については、その内容及び金額を含め、社会通念上相当な儀礼の範囲と認められます。

支出番号81から93までは、市政功労者のうち市外に在住している人物に対し、儀礼的な挨拶とともに感謝と敬意を表するため定期的に贈呈している贈呈品の購入費用です。関係職員は、各贈呈先の具体的な「市政功労」について、次のように説明しています。

- ・ 支出番号81 上方落語会の重鎮であり、故郷である本市において30年以上の長きにわたり落語会を開催するなど文化振興に寄与している。
- ・ 支出番号82から87まで 本市が毎年授与している和辻哲郎文化賞の運営に当たり、選考委員を務める等の貢献を受けている。
- ・ 支出番号88から90まで いずれも姫路城の城主を務めた大名家の末裔であり、かつて当該大名家が知行していた都市の間の交流等の際に貢献を受けている。
- ・ 支出番号91 茶道裏千家の家元であり、好古園の茶室の開設の際に貢献を受けている。
- ・ 支出番号92 姫路城とともに日本で初めて世界文化遺産に登録された法隆寺の管長であり、世界文化遺産10周年行事等の際に貢献を受けている。
- ・ 支出番号93 前市長（故人）の夫人であり、前市長の在任中、前市長

を間接的に支え続けた。

これらに係る支出は、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとまでは認められませんが、支出番号93（贈呈先は市政功労者本人ではない上、前市長の退任後は市外に在住し、市政との関わりも乏しい）のように、市が交流を続けることについて幅広い理解が得られるか問われかねないような例もあります。市政に対し貢献している他の人物との均衡等も考慮し、今後とも十分に精査すべきものと考えます。

#### 第4 結論

以上の判断により、第3の2(4)の政党発行紙の購読料に係る交際費の支出合計 79,925 円については、返還を求める請求人の主張には理由があるものと認められますので、次のとおり勧告します。

#### 勧告

平成21年12月15日に提出された本件請求書に基づき監査した結果、本件請求には一部理由があると認められますので、自治法第242条第4項の規定により、姫路市長に対し、下記のとおり平成22年4月13日を期限として措置をするよう勧告します。

#### 記

政党発行紙の購読料に係る交際費の支出合計 79,925 円について、姫路市長及び関係職員は、姫路市の被った損害を補てんすること。

#### (意見)

第3の2においても述べたとおり、平成18年12月1日最高裁判所判例によれば、交際費については、相手方の選択、金額等については市長に相当の裁量権があり、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的であってもそれだけで直ちに許されないわけではない、とされています。しかし同時に、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図り、ひいては住民の福祉の増進を図ることを目的とすると「客観的にみることができ」、かつ、「社会通念上儀礼の範囲にとどまる」限り、許容されるともされています。したがって、恣意的な判断による支出や私的な費用への支出は、認められるものではありません。

今日、国・地方を問わず、行政を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、財政状況も厳しさを加速し、逼迫しています。こうした環境下、公費の使途に対する市民の関心は著しく高まり、交際費についても、支出の判断指標となる社会通念が変化・変質し、自治体の多くが支出基準の抜本的な見直しを進めています。

今回の監査結果において、第3の2(2)から(9)までに区分した本件請求交際費のうち、同(4)以外のものについては、違法又は不当と判断したものではありません。しかし、それら支出のなかには、支出対象が際限なく広がる可能性があるものや、支出することがかえって不公平感を招き、本来交際費の支出目的の一つであるはずの信頼関係の増進を損ねる可能性があるもの、客観性や一貫性に疑問が残るものなどもありました。また、交際費よりむしろ該当する施策の担当課の事務事業費として位置付けるべきものも見受けられました。

こうした交際費の支出は、過去の慣例が漫然と踏襲され、もはや本来の目的や意義が形骸化しているにもかかわらず見直されることなく今日に至っているのではないかと考えられます。

既に、秘書課においては交際費のあり方について見直しを行い、その結果、平成21年9月1日に「新交際費支出基準」を定めて運用するとともに、市のホームページ上で執行内容を以前より詳しく公表するよう改められています。しかし、自治体をめぐる環境の大きな変化に伴って交際費についても新たな動きがみられ、本市にあっても遅滞なく更なる見直しをされるとともに、積極的な情報開示に取り組まれるよう強く望みます。